

横浜商科大学大学院学則（案）

（令和6年8月29日制定）

第1章 総則

（目的）

第1条 横浜商科大学大学院（以下、「本学大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、「安んじて事を托さるゝ」人材を育成することを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 教育研究活動等の状況についての公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用、その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

3 この大学院学則に定めるもののほか、自己点検及び評価については、学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程で定める。

第2章 研究科の組織及び定員等

（課程等）

第3条 本学大学院に次の研究科、専攻、課程を置く。

商学研究科商学専攻修士課程

（収容定員）

第4条 本学大学院の収容定員は、次のとおりとする。

商学研究科商学専攻修士課程

入学定員 5名

収容定員 10名

（修業年限）

第5条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 修士課程の在学年限は、4年を超えることはできない。

3 本学大学院の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申し出る者があるとき、当

該研究科において予め申出た期間で履修することを許可することができる。

第3章 教員及び運営組織

(教員組織)

第6条 本学大学院における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、本学の教授または准教授のうちから選任された者が、これを担当する。ただし、必要に応じて専任の教授、准教授及び兼任の講師に授業を担当させることができる。

(大学院教授会)

第7条 本学大学院に教育研究に関する事項を審議するため、大学院教授会（以下、「教授会」という。）を置く。

- 2 教授会は、原則として月に1回開催することとし、第8条で定める研究科長が招集し、その議長となる。
- 3 教授会の構成員は、研究科長並びに研究科で科目を担当する専任教育職員及び事務局長をもって組織する。
- 4 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立するものとし、その議決は出席者の過半数による。可否同数の場合には、議長がこれを決する。
- 5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学・修了に関する事項

(2) 学位に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

6 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下、この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

7 教授会に関する規程は、教授会の意見を聴いて学長が別に定める。

(研究科長)

第8条 本学大学院に研究科長を置く。

- 2 研究科長は研究科を代表し、研究科の運営をつかさどる。
- 3 研究科長は、本学大学院で科目を担当する専任教授のうちから選任する。
- 4 研究科長の任用に関する規程は、教授会の意見を聴いて学長が別に定める。

第4章 授業科目及び履修方法等

(教育方法等)

第9条 本学大学院の教育は、研究指導によって行うものとする。

(授業科目等)

第10条 研究科の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(履修方法等)

第11条 学生は、修士課程の標準修業年限中に、専攻における所定の授業科目について30単位以上を修得しなければならない。

第12条 学生は、学位論文の作成指導を受けるには、すみやかに研究指導教授（以下「指導教授」という。）を定め教授会に申請し、その承認を得なければならない。

第13条 学生は、履修する授業科目について、学期の始めに指導教授の履修指導を受けて指定の様式により科目担当教員に申請し、その承認を得なければならない。

第14条 成績の評価は、筆記試験又は口述試験若しくは研究報告等により科目担当教員が行い、S、A、B、C、Dの5等で表記し、C以上を合格として単位を認定する。

第15条 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第16条 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 本学大学院に入学する前に本学大学院または他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、教授会において教育研究上有益と認めるときは、15単位を超えない範囲で、第11条に規定する単位に充当することができる。

第5章 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了)

第18条 修士課程の修了は、2年以上在学し、第11条に定める単位を修得し、且つ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格したものとする。

(学位授与)

第19条 本学大学院において、商学研究科の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

商学研究科修士（商学）

第6章 学年、学期及び休業日

（学年等）

第20条 学年、学期及び休業日は、横浜商科大学学則（以下、「本学学則」という。）の定めるところによる。

第7章 入学

（入学時期）

第21条 入学の時期は、学期の始めとする。

（入学資格）

第22条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第102条の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、かつ教授会において既修得の単位が優れた成績であることを認められた者
- (6) 本学大学院の大学院教授会が（1）の者と同等以上の学力があると認めた者

（入学志願）

第23条 入学志願者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選考）

第24条 入学志願者については、学力試験、その他の方法により選考する。

（入学手続）

第25条 選考により合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の在学保証書を含む本学所定の書類を提出し、入学金その他の諸経費を納めなければならない。

（入学の許可）

第26条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（転入学）

第27条 他の大学院から、本学大学院に転入学を願い出た者は、志願する研究科に欠員のある場合に限り、教授会で選考の上、入学を許可することがある。

2 第19条及び第21条の定めは、転入学志願者に準用する。

- 3 第1項により入学を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、教授会において行う。

第8章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第28条 本学大学院の学生以外の者で本学大学院研究科における授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、その者の学力を考査し、科目等履修生として受け入れることがある。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第29条 本学大学院の学生以外の者で本学大学院研究科における授業科目の聴講を希望する者があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、その者の学力を考査し、聴講生として受け入れることがある。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第30条 本学大学院の学生以外の者で本学大学院研究科において特定事項の研究を希望する者（他大学の大学院または企業・公共団体等からの委託によって一定期間指導教員の指導を受け、特定事項の研究に従事する者を含む。）があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、その者の学力を考査し、研究生として受け入れることがある。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 休学・退学・再入学・除籍・復籍

(休学)

第31条 学生が、疾病その他特別の理由により1か月以上修学することができない場合は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学生が、疾病その他の理由により1か月以上修学することが適当でないと認められる場合、学長は、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第32条 休学期間は、通算して修士課程にあつては2年を超えることはできない。

- 2 休学期間は、第5条第2項に規定する在学期間には算入しない。
- 3 休学期間中に休学の理由が消滅した場合は、願出により休学の取り消しを認め、復学させることがある。

(退学)

第33条 学生が、退学しようとする場合は、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第34条 第29条の規定により退学した者が、再入学を願い出たときは、退学後2年以内
に限り、教授会の意見を聴いて、学長は、これを許可することができる。

2 再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の取扱い並びに在学すべき年数
等については、教授会の意見を聴いて、研究科長が決する。

3 再入学に関する取扱いは、第21条を準用する。

(除籍)

第35条 次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、その者を除籍する。

(1) 学費その他の諸費を所定の期限までに納入せず、督促を受けても納入しない者

(2) 第5条第2項に規定する在学年限を超えた者

(3) 第30条第1項に定める休学期間を超えた者

(4) 入学の時期から1か月以内に入学を取り消した者

(5) 在学中に死亡した者

2 学長は、前項に規定する者のほか、教授会が認めた者の除籍について決定する。

(復籍)

第36条 第31条第1項第1号及び第2号の定めによって除籍された者が、2年以内に所
定の手続きを経て、復籍を願い出たときは、教授会の意見を聴いて、学長は、これを認
めることがある。

第10章 賞罰

(表彰・懲戒)

第37条 表彰及び懲戒は、本学学則第50条を準用する。

第11章 外国人留学生

(外国人留学生)

第38条 外国人が、本学大学院に入学を志願するときは、特別選抜を実施し、外国人留学
生として入学を許可することができる。

第12章 学費等

(入学検定料)

第39条 入学検定料は、別表2のとおりとする。

(学費)

第40条 入学金及び授業料その他の費用は、別表2のとおりとする。

(納入期限)

第41条 納入期限は、別表2のとおりとする。

2 学費の延納は、「横浜商科大学学費納付規程」第5条の規定を準用する。

(再入学者の学費)

第42条 再入学者の学費は、「横浜商科大学学費納付規程」第27条の規定を準用する。

(休学期間の在籍料)

第43条 休学期間の在籍料は、本学学則第42条を準用する。

(学費の減免)

第44条 本学学部卒業者が、本学大学院に進学する場合に限り、入学金を全額免除する。

第13章 改廃

(改廃)

第45条 この大学院学則の改廃は、教授会の審議を経て理事会で決定する。

附 則

(施行期日)

1 この大学院学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 商学研究科データサイエンス専攻（修士課程）の授業科目及び単位

授業科目の名称		単位	修了必要単位	
データサイエンスと商学		2 単位	基礎科目から必修科目を6単位、データサイエンス科目から選択科目を8単位以上、価値創造科目から選択科目を6単位以上、演習科目から必修科目を10単位、合計30単位以上を修得する。 ただし、原則として年間履修登録の上限を20単位とする。	
経営とデータサイエンス		2 単位		
情報セキュリティ論		2 単位		
データサイエンス科目	データエンジニアリング科目	プログラミング論		2 単位
		データ処理論		2 単位
	データアナリシスコ目	データアナリシス1		2 単位
		データアナリシス2		2 単位
	モデリング科目	データモデリング		2 単位
		機械学習論		2 単位
価値創造科目	経営分野	経営戦略論		2 単位
		組織行動論1	2 単位	
		組織行動論2	2 単位	
	マーケティング分野	マーケティングリサーチ特論	2 単位	
		ソーシャルメディアマーケティングと消費者行動スポーツ情報戦略	2 単位	
		スポーツアナリティクス特論	2 単位	
会計分野	会計情報論	2 単位		
	経営分析論	2 単位		
演習科目	演習1	2 単位		
	演習2	2 単位		
	演習3	2 単位		
	研究指導（修論指導）1	2 単位		
	研究指導（修論指導）2	2 単位		

別表2 学費等 (単位:円)

入学者1年次

	本学出身者	他大学出身者	納入期日
入学金	0円	100,000円	指定された入学手続期間
授業料(年額)	500,000円	500,000円	
施設設備費	100,000円	100,000円	
教育充実費	0円	10,000円	
入学検定料			

注1) 本学出身者の入学金及び同窓会費は、全額免除

入学者2年次以降

	本学出身者	他大学出身者	納入期日
授業料(年額)	500,000円	500,000円	
施設設備費	100,000円	100,000円	
教育充実費	0円	10,000円	

○横浜商科大学大学院教授会運営要領

【令和6年8月29日制定】

(目的)

第1条 この要領は、横浜商科大学大学院学則（以下「学則」という。）第7条第1項に基づき、教授会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開催)

第2条 教授会は8月及び9月を除いた各月1回の定例開催とし、研究科長が必要と認められた場合は付議すべき事項を示して臨時の教授会を開催することができる。

2 前項の規定にかかわらず、構成員の3分の1以上から、付議すべき事項を示して請求があったときは、

(招集)

第3条 教授会は、研究科長が招集しその議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が代理する。

(構成員)

第4条 教授会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 研究科に属する専任教員
- (4) 事務局長
- (5) 必要に応じ学長が出席を認めた者

(成立要件)

第5条 教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、書面をもって他の構成員に委任した者は出席とみなし、成立要件に含めることができる。

2 休職中の者及び長期の欠勤者については、前項の定足数から除く。

(構成員の提案)

第6条 教授会の構成員は、教員及び研究に関し教授会に付議すべき事項につき、教授会に提案することができる。

2 前項による提案は、緊急の事項を除き、原則として教授会開催の5日前までに文書をもって研究科長に提出するものとする。

(決定要件)

第7条 教授会の決議は、出席構成員の過半数をもって決定する。

(学長の意見聴取)

第8条 学長は、次の各号に掲げる事項を決定するとき、教授会の意見を聴取する。

- (1) 大学院の教育課程に関すること

(2) 教育・研究に関する自己点検・評価及び認証評価に関する事項

(3) 理事長、学長又は研究科長が諮問する事項

2 学長が教授会の意見を聴取するときは、あらかじめ書面をもって通知するものとする。

(構成員以外の出席)

第9条 理事長は教授会に出席して意見を述べることができる。

2 学長又は研究科長が認めたときは、構成員以外の者を教授会に出席させることができる。ただし、決議に加わることはできない。

(守秘義務)

第10条 教育職員及び事務職員並びに学生の個人情報に関する事項の議論及び検討内容については、他に漏洩してはならない。

(議事録)

第11条 教授会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

(1) 教授会の日時及び場所

(2) 構成員の現在数と教授会に出席した構成員の氏名

(3) 議論及び検討事項の内容及びその結果

(4) 報告事項

2 議事録には、研究科長及び出席構成員の中から研究科長が指名した議事録署名人2名が署名しなければならない。署名された議事録は、学務本部長が保管する。

(書記)

第12条 教授会に書記を置き、教授会の事務をつかさどる。

2 書記は、学務本部学生総合支援部教務課が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会が発議し、常任理事会の議を経て、理事長が行う。

附則（令和6年8月29日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。